介護保険情報誌

# 



■ 地域のデータ(令和7年2月28日現在)

総人口

世帯数

65歳以上人口 高齢化率

127,581人 56,200戸 35,052人 27.47%

(鳥栖地区広域市町村圏組合は、鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町で構成されています)

鳥栖地区広域市町村圏組合

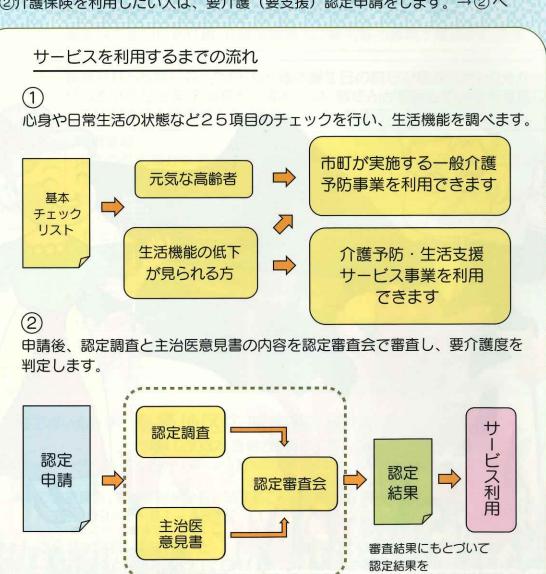
**VOL.42** 2025年

#### 介護保険の手続きについて

介護保険のサービスを利用するには、要介護認定の申請または、 基本チェックリストの実施が必要です。

介護や支援が必要になったら、まず地域包括支援センターや市町の窓口に相談しましょう。 相談の内容によって、

- ①総合事業を利用したい人は、基本チェックリストを行います。→①へ
- ②介護保険を利用したい人は、要介護(要支援)認定申請をします。→②へ



要介護1~5 介護保険の介護サービスを利用できます

要支援1・2 介護保険の介護予防サービスと 介護予防・生活支援サービスを利用できます

問い合わせ先:介護保険課 認定係: TEL 0942-81-3315

お知らせします。

#### 認定調査

#### 認定調査員が訪問し、本人の心身の状況を調査します。

- ●申請後、調査実施日の調整をして訪問します。調査にかかる時間は、1時間程度です。 日頃の状況を把握できる場所で行います。
- ●全国一律の調査票により、74項目の基本調査、概況調査を行います。
- ■調査には、本人だけでなく、本人の日頃の様子がわかる方も立ち会ってください。

#### 主治医意見書

# 介護の判定には、主治医の意見書が必要です。申請書に書かれた主治医に意見書作成を依頼します。

- ●主治医とは、介護が必要な状態となった原因の病気を治療している医師や、かかりつけの医師など本人の心身の状況をよく理解している医師をさします。
- ●申請時に『予診票』を渡しますので、受診するときに主治医(医療機関)に提出してください。意見書作成依頼は、介護保険課から郵送で行います。
- ●長期間受診をしていないと、医師は意見書を書くことができません。申請の際には必ず受診をしてください。

#### 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の効力発生日は認定申請日になります。※1

認定の有効期限は新規の場合は原則6か月、更新の場合は原則12か月です。※2要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

- ※1 更新の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日
- ※2 介護認定審査会の意見に基づき、認定の有効期限を新規・変更は12か月まで、 更新は48か月(新たに認定された介護度が、直前の介護度と変わった場合は 36か月)までに延長する場合があります。

#### 申請に必要なもの

#### 要介護認定申請書に医療保険(健康保険)情報の記載が必要です!

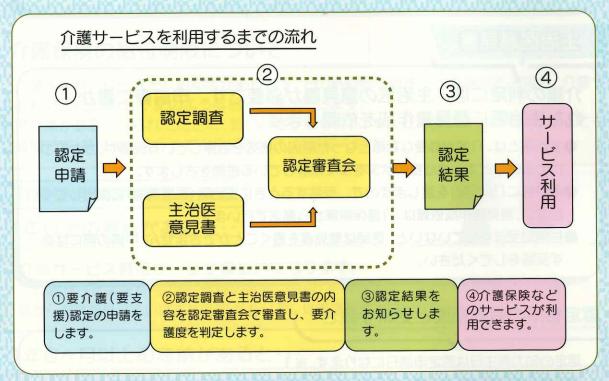
要介護認定申請時に必要な書類は下記のとおりです。

- · 要介護 (要支援) 認定等申請書
  - \*申請書内に、<u>医療保険被保険者証の情報やマイナンバーの記載が必要</u>ですので、 確認できるものをご持参ください。
  - \*第2号被保険者(65歳未満)の方は、医療保険被保険者証の写しの添付が必要です。
- · 介護保険被保険者証

問い合わせ先:介護保険課 認定係: TEL 0942-81-3315

#### 介護保険の申請は、サービスが必要になってからお願いします。

介護サービスを利用するためには、鳥栖地区広域市町村圏組合、又は、お住まいの各市町 の介護保険担当の窓口に「要介護(要支援)認定」の申請をして、「介護や支援が必要である」 と認定されることが必要ですが、有効期間は申請日に遡って決められますのでサービス利用 の希望がなければ、あらかじめ申請する必要はありません。



今すぐサービスを利用する予定はないが、必要時にすぐ利用できるように等の理由から、 『とりあえず申請』をされる方もいらっしゃいますが・・・

#### 『とりあえず申請』をされると・・・

- ○申請から認定まで、本来必要のない費用が発生します。
  - ・認定を受けただけで、サービス利用のない方(令和6年12月)・・・約630人
  - ・認定費用(新規申請1件あたり)・・・約20,000円
  - ⇒ 約630人 × 約20,000円 = 約1,260万円掛かってしまいます。
  - ・経費はお住まいの市町からの負担金で賄われています。
- ○申請件数が増え、介護サービスが必要な方の要介護認定が遅くなります。
- ○実際に介護サービスを受ける際に、ご本人の状態とお持ちの要介護度に差ができ、 適正なサービスが受けられなくなる可能性があります。

経費節減ならびに介護認定の早期化のため、 申請はサービスが必要になってからお願いします。

問い合わせ先:介護保険課 認定係: TEL 0942-81-3315



- 3 -

# \*\*まずは、お気軽にお電話ください! \*\*

# 相談無料!

日時:毎月第1・第3火曜日 10時00分~16時30分の間

※5月のみ、第2・4火曜日に変更

場所:鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課(鳥栖消防署の南側)

※祝日の場合は翌開庁日 (1人あたり60分程度)

申し込み先: 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

(<del>20942-81-3111)</del>

☆相談当日のお申し込み、お電話でのご相談にも対応しております。

# ※ご相談日※

令和7年 4月	1日(火)、15日(火)	10月	7日(火)、21日(火)	
5月	13日(火)、27日(火)	11月	4日(火)、18日(火)	
6月	3日(火)、17日(火)	12月	2日(火)、16日(火)	
7月	1日(火)、15日(火)	令和8年 1月	6日(木)、20日(火)	
8月	5日(火)、19日(火)	2月	3日(火)、17日(火)	
9月	2日(火)、16日(火)	3月	3日(火)、17日(火)	

\* ものわすれや認知症について不安に思っている方・ご家族や支援者などの悩みや不安を減らすお手伝いをする相談窓口です。

経験豊富な専門職(看護師など)が対応しており、個人情報は守られます。

お問い合わせ先: TEL 0942-81-3111(介護保険課 地域支援係)

# 相談してみよう! 地域包括支援センターのご案内

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの健康や福祉、医療や介護、生活に関するさまざまな悩みを受け付けています。みなさまからのご相談には、保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャー、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターといった専門職員が応じます。

#### まずは、わたしたちにご相談ください!

☆近くに友達をつくりたい!地域のサークルが知りたいな。☆自分で料理も作りたい



☆やりたい事が沢山ありますね。☆目標に近づけるように支援しましょう!

どこに相談するのかわからない場合は、**お住まいの地区の地域包括支援センター**に ご連絡ください。問題に応じて、適切なサービスや窓口におつなぎします。

#### 地域包括支援センター 一覧

赤字の部分は、令和7年4月から変更となっています。 詳しい地図は、次のページに掲載しています。

- ・鳥栖市鳥栖地区地域包括支援センター(鳥栖市鳥栖地区・鳥栖北地区にお住まいの方) 〈住所〉鳥栖市轟木町1523番地6〈電話番号〉0942-81-3113
- ・鳥栖市田代基里地区地域包括支援センター(鳥栖市田代地区・基里地区にお住まいの方) 〈住所〉鳥栖市轟木町1523番地6〈電話番号〉0942-85-3440
- ・鳥栖市若葉弥生が丘地区地域包括支援センター(鳥栖市若葉地区・弥生が丘地区にお住まいの方) 〈住所〉鳥栖市弥生が丘二丁目146番地1〈電話番号〉0942-85-8815
- ・鳥栖市鳥栖西地区地域包括支援センター(鳥栖市麓地区・旭地区にお住まいの方) 〈住所〉鳥栖市村田町1250番地1〈電話番号〉0942-82-2188
- ・基山地区地域包括支援センター(基山町にお住まいの方) 〈住所〉三養基郡基山町大字園部2307番地〈電話番号〉0942-81-7039
- ・みやき町地域包括支援センター(みやき町にお住まいの方)
  〈住所〉三養基郡みやき町大字白壁1074番地3(市村清記念メディカルコミュニティセンター内)
  〈電話番号〉0942-89-3371
- ・上峰地区地域包括支援センター(上峰町にお住まいの方) 〈住所〉三養基郡上峰町大字前牟田107番地2(老人福祉センターおたっしゃ館内) 〈電話番号〉0952-52-5250

お問い合わせ先:介護保険課 地域支援係: TEL 0942-81-3111

-5-

## 令和7年4月から、 地域包括支援センターの場所が変更になります

令和7年4月1日より、「田代基里地区地域包括支援センター」と「若葉弥生が丘地区地域 包括支援センター」の受託法人や場所などが変更になります。

#### 田代基里地区地域包括支援センター

《住 所》

鳥栖市轟木町1523番地6 (医療法人社団如水会 今村病院内)

《電話番号》

0942-85-3440

《担当地区》

鳥柄市田代地区·基里地区



#### 若葉弥生が丘地区地域包括支援センター

《住 所》

鳥栖市弥生が丘二丁目146番地1 (社会福祉法人寿楽園内)

《電話番号》

0942-85-8815

《担当地区》

鳥栖市若葉地区・弥生が丘地区



お問い合わせ先:介護保険課 地域支援係: TEL 0942-81-3111

#### 令和7年度分の介護保険料について

個人ごとの介護保険料は、介護保険料額を算定するための基礎となる住民税が確定した後、介護 保険料を決定し、6月中旬に普通徴収(納付書払い・口座振替)の方へ、6月下旬に特別徴収(年金 天引き)の方へ通知する予定です。ご確認をお願いいたします。

#### 介護保険料の減免制度について

災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときには、介護保険料の徴収猶 予や減免が受けられる場合もあります。ご相談ください。

#### 介護保険の給付制限について

介護保険料にはそれぞれ納期限があります。その納期限を過ぎても未納がある場合、介護サービ スを利用される時に、下記のような給付制限が生じます。

将来介護が必要となられたときに、給付制限があると、ご本人だけではなくご家族にとっても大き な負担です。納付相談を行っておりますので、ご連絡ください。

#### 介護認定申請をする時点で

#### 1年以上の滞納があると…



#### 介護サービス費用が一旦全額払いになります。

介護サービスを利用の際、費用の全額(10割)を利用者がいったん自己負担し、申請により 後から保険給付が払い戻されます。※払い戻しは申請後数か月かかります。

#### 1年6ヶ月以上の滞納があると・・・

#### 介護サービス費用の払い戻しが差し止めになります。

費用の全額を利用者が負担し、負担された保険給付の一部または全部が差し止めになります。 なお滞納が続くと保険給付から滞納していた保険料を控除されることもあります。

#### 2年以上の滞納(時効消滅分)があると・・・

#### 介護サービス負担割合が3割(または4割)に引き上げられます(不可避)。

滞納期間に応じて、サービス利用時の利用者負担が3割(または4割)に引き上げられたり、 高額介護サービス費が受けられなくなります。

【通常】利用者負担は、基本1割(※一定以上の所得がある方は2割または3割)

#### 介護保険料の納付について

※納付方法が納付書の方

当組合の介護保険料は、金融機関・郵便局・当組合に加えて、コンビニエンスストアやスマートフォ ンアプリ決済で納付できます。日中、金融機関へ納付に行く時間がない方も、夜間や土曜日・日曜日・ 祝日の納付ができ便利です。また、納付に行く手間や納め忘れの心配がなくなる口座振替による納付 もご利用できます。(口座振替の手続き等については、問い合わせ先までご連絡ください。)

※令和7年4月23日をもって「LINE Pay 請求書支払い」は支払いサービスを終了するため、 令和7年4月24日以降、「LINE Pay 請求書支払い」は利用できません。

問い合わせ先:総務課 介護保険料係 TEL 0942-85-3637



- 7 -

#### 令和7年度介護保険特別会計予算について

令和7年度は、第9期介護保険事業計画の2年目の年となります。 昨年度と比べて、30,668千円の減0.29%の減となっています。

#### 【歳入】

単位:千円

項目	7年度当初	6年度当初	比較	伸率
1 保険料	2,413,000	2,370,614	42,386	1.79%
2 構成市·町負担金	1,648,101	1,754,875	△106,774	△6.08%
3 国·県支出金	3,693,198	3,668,559	24,639	0.67%
4 支払基金交付金 ※1	2,697,580	2,671,048	26,532	0.99%
5 基金等から繰入金 ※2	183,660	201,111	△17,451	△8.68%
6 その他	14	14	0	0.00%
歳入合計	10,635,553	10,666,221	△30,668	0.29%

- ※1 40歳から64歳までの方の保険料相当分が、社会保険診療報酬基金から交付されるものです。
- ※2 第9期計画期間の保険料の上昇分を抑制するため、これまで積み立てておいた資金を計画的 に取り崩して繰り入れるもの等です。

#### 【歳出】

単位:千円

項目		7年度当初	6年度当初	比較	伸率
1 総務費		269,708	385,772	△116,064	△30.09%
2 保険給付費		9,567,370	9,485,935	81,435	0.86%
	介護サービス等諸費(要介護者への給付)	8,792,079	8,757,704	34,375	0.39%
内訳	介護予防サービス等諸費(要支援者への給付)	417,826	368,149	49,677	13.49%
LU/ \	その他のサービス費 ※3	357,465	360,082	△2,617	△0.73%
3	地域支援事業費 ※4	720,975	727,618	△6,643	△0.91%
	介護予防・生活支援サービス事業費	328,922	326,970	1,952	0.60%
内	一般介護予防事業費	102,121	99,521	2,600	2.61%
訳包担	包括的支援事業·任意事業費	288,206	299,401	△11,195	△3.74%
	その他諸費	1,726	1,726	0	0.00%
4	保健福祉事業費	11,890	11,890	0	0.00%
5 その他		15,610	5,006	10,604	211.83%
6 予備費		50,000	50,000	0	0.00%
歳出合計		10,635,553	10,666,221	△30,668	△0.29%

- ※3 「特定入所者介護サービス費」「高額介護サービス等費」「高額医療合算介護サービス等費」「審査支払手数料」にかかる費用です。
- ※4 構成市町が実施する介護予防事業及び地域包括支援センターの運営等にかかる費用です。

問い合わせ先:総務課 総務係: TEL 0942-81-4825

### もうすぐ65歳を迎えられる方へ

介護保険制度において、65歳は第2号被保険者から第1号被保険者に切り替わる 節目の年齢です。65歳になられますと、下記のように変わります。

#### 被保険者証 (青色)

誕生月の上旬に、介護保険の第1号被保険者であることの証として、65歳 を迎えられる方全員に郵送にて配布されます。介護サービスを利用される 場合に必要となりますので、大切に保管しましょう。

※被保険者証の紛失などによる再交付は、本組合又は市町の介護保険担当窓口へお問い合わせ ください。

#### 介護保険料

65歳を迎えられる前までは加入されている医療保険料と合わせて納付されて いましたが、65歳からは個別で本組合に納めていただく方法に切り替わります (医療保険の介護分との二重納付にはなりません)。

誕生月の翌月に納付書、介護保険料のご案内等の書類が郵送されます。

保険料は65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から納 付していただきます。保険料の納め方は、皆さんが受給している年金額によ って特別徴収と普通徴収の2種類に分けられます。

#### 特別徴収

年金の受給額が年額18万円以上の方は、年金から介護保険料が天引きさ

納付方法

- ※年金が年額18万円以上でも一時的に納付書等で納める場合があります。 次の場合は、特別徴収に切り替わる前、一時的に納付書で納めます。
- ・年度途中で65歳になった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合 等

#### 普通徴収

年金の受給額が年額18万円未満の方や一時的に特別徴収に該当してい ない方などは、納付書や口座振替で介護保険料を納めていただきます。

#### ■お問い合わせ/ 鳥栖地区広域市町村圏組合

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

ホームページアドレス http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/

◎出前講座、その他総務全般に関すること 総務課 総務係

TEL 0942-81-4825

FAX 0942-85-2084

◎介護保険料に関すること TEL 0942-85-3637

総務課 収納対策室 介護保険料係 FAX 0942-85-2084

◎要介護・要支援認定に関すること TEL 0942-81-3315

介護保険課 認定係 FAX 0942-81-3316

◎介護保険給付に関すること TEL 0942-81-3317

介護保険課 給付係 FAX 0942-81-3316

◎介護予防に関すること TEL 0942-81-3111 介護保険課 地域支援係 FAX 0942-81-3316